産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月30日

広島県知事 様

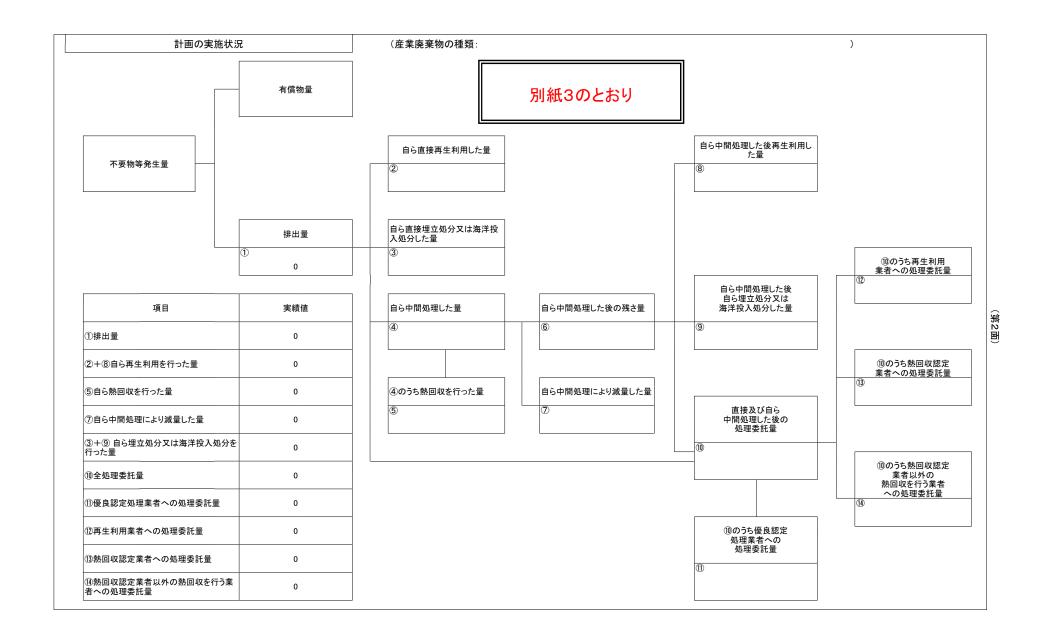
提出者 広島県東広島市安芸津町三津4234 住所 三協化成株式会社安芸津事業所 氏名 取締役 事業所長 丹下 勝紀 (法人にあっては,名称及び代表者の氏名) 電話番号 0846-45-1160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき,令和4年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三協化成株式会社 安芸津事業所			
事業場の所在地	東広島市安芸津町三津4234番地			
事業の種類	化学工業			
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日			

産業廃棄物処理計画における目標値 別紙4のとおり

	目標値	具目 具目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者へ の 処理委託量	t
ー 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投棄処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t



備考

- 翌年度の6月30日までに提出すること。 1
- 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記 3 載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - 当該事業場において生じた産業廃棄物の量 (1) ①欄
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 (3) ③欄
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (4)の量のうち、熱回収を行った量 (5) ⑤欄
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量 (8) ⑧欄
 - (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量 (9) ⑨欄
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

 - (12) ②欄 (10)の量のうち,処理業者への再生利用委託量(13) ③欄 (10)の量のうち,認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を 記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業 廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和4年度実績)

単位・トン/年

	<u>(令和4年)</u>		,			,				<u>単位:トン/年</u>		r		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	12	13	(14)
	排出量	自ら直接再 生利用した 量	自ら直接埋 立処分又は 海洋投入処 分した量	自ら中間処 理した量	④のうち熱 回収を行っ た量	自ら中間処 理した後の 残さ量	自ら中間処 理により減 量した量	自ら中間処 理した後, 再 生利用した 量	ら埋立処分 又は海洋投 入処分した	ら中間処理	⑩のうち優良認定処理 業者への処 理委託量	⑩のうち再 生利用業者	⑩のうち熱 回収認定業 者への処理 委託量	者以外の熱 回収を行う 業者への処
産業廃棄物の種類									量					理委託量
燃え殻														
汚泥	248									248	175			
廃油	2736									2736	674	154		
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	88									88	21	17		
紙くず														
木くず	6									6	3	3		
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	2									2		0		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1									1	1	0		
鉱さい														
がれき類														
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
水銀回収義務付け製品(計測器)	0.01									0.01	0.01	0		
合計	3081	0	0	0	0	0	0	0	0	3081	874	175	0	0

<u>別紙3ーその2</u> 単位:トン/年

	が							平位:10/ 干			
					実 糸	遺 値					
	1	2+8	5	7	3+9	10	11)	12)	(13)	14)	
	排出量	自ら再生利 用を行った 量	自ら熱回収 を行った量		自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	全処理委託 量		再生利用業 者への処理 委託量	業者への処		
産業廃棄物の種類					11777に里					処理委託量	
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	248	0	0	0	0	248	175	0	0	0	
廃油	2736	0	0	0	0	2736	674	154	0	0	
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃プラスチック類	88	0	0	0	0	88	21	17	0	0	
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木くず	6	0	0	0	0	6	3	3	0	0	
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属くず	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水銀回収義務付け製品(計測器)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	3081	0	0	0	0	3081	874	175	0	0	

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和4年度実績)

単位:トン/年

			_里位:トン/年
	目標値		実績値
排出量		①排出量	
	2889		3081
自ら再生利用を行う産業廃棄物 の量		②自ら直接再生利用した量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する産 業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した 量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③自ら埋立処分又は海洋投入 処分した量	
全処理委託量		⑩全処理委託量	
 優良認定処理業者への処理委	2889	 ①優良認定処理業者への処理	3081
ではいたがは来るへのがは安 託量		(1)	
	1014		874
再生利用業者への処理委託量		⑩再生利用業者への処理委託 量	
			175
熱回収認定業者への処理委託 量		③熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量		④熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		<u> </u>	l .

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県東広島市安芸津町三津4234

氏名 三協化成株式会社安芸津事業所

取締役 事業所長 丹下 勝紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0846-45-1160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき,産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので,提出します。

事業場	の名称	三協化成株式会社 安芸津事業所
事業場の)所在地	東広島市安芸津町三津4234番地
計 画	期間	令和5年4月1日~令和6年3月31日
当該事業場に	 ニおいて現に行・	っている事業に関する事項 別紙1,2のとおり
①事 業	この種類	
②事 業	・ の 規 模	
③従	業 員 数	
	棄物の一連 !の工程	

産業	業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1,2のとおり							
	(管理体制図)							
호: 갶	と	1117日日十 2	ナモで		무대소	ert a o	ላ የተጠ	
生 	美廃棄物の排出の抑制 					武1, ∠	のとおり	
			Ę (実績】			
		産業廃	棄物の)種類				
		排	出	量		t		t
	①現状	(これま	そでに実力	<u></u> 施した耳	L 文組)			
	[少 現扒		• • • • •		,			
		【目標】						
		産業廃	棄物 0	つ種類				
		排 ———	出	量		t		t
	②計画	(今後実	E施する -	予定の取	文組)			
産業	と 廃棄物の分別に関す	1					のとおり	
		(分別し	ている。	産業廃棄	要物の種類及び分	別に関っ	する取組)	
	①現状							
		(今後分)	別する予	定の産	業廃棄物の種類	及び分別	に関する取組)	
	②計画							

自ら行う産業	業廃棄物の再生利用	月に関する事項	別紙 1,	2のとおり
	【前年	度 (年度)	実績】	
	産業	廃棄物の種類		
			t	t
①現状		しまでに実施した耳	文組)	
	 【目標	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	産 ション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	<u></u> 自ら再	 F生利用を行う		
@#J ##	-	逐棄物の量 (安抜するその)	t t	t
②計画	(今後	後実施する予定の即	又組)	
自ら行う産業	業廃棄物の中間処理	里に関する事項	別紙 1,	2のとおり
_		度 (年度)	実績】	
		连度(年度) 業廃棄物の種類	実績】	
	産シ	業廃棄物の種類 1収を行った	実績】 t	t
①現状	自ら熱回産業廃棄	業廃棄物の種類 I収を行った E物の量		t t
①現状	産 う 自ら熱 回 産 業 廃 乗 自ら 中 間 産 業 廃 乗	業廃棄物の種類 I収を行った E物の量	t	
①現状	産 う 自ら熱 回 産 業 廃 乗 自ら 中 間 産 業 廃 乗	業廃棄物の種類 □収を行った 物の量 砂理により減量した 動の量	t	
①現状	産 う 自ら熱 回 産 業 廃 乗 自ら 中 間 産 業 廃 乗	業廃棄物の種類 □収を行った 物の量 砂理により減量した 動の量	t	
①現状	産 う 自ら熱 回 産 業 廃 乗 自ら 中 間 産 業 廃 乗	業廃棄物の種類 □収を行った 物の量 砂理により減量した 動の量	t	
①現状	産 う 自ら熱 回 産 業 廃 乗 自ら 中 間 産 業 廃 乗	業廃棄物の種類 I収を行った 物の量 I処理により減量した E物の量 Lまでに実施した	t	
①現状	産う自産業の日産業の日産業の日産業の日産業の日産業の日産業の日産業の日産業の日産業の日	業廃棄物の種類 I収を行った 物の量 I処理により減量した E物の量 Lまでに実施した	t t	
①現状	自産自産の業の場所を対している。	業廃棄物の種類 I収を行った E物の量 I処理により減量した E物の量 Lまでに実施した	t t	
	産が見ります。 自産 自産 自産 に 業 が は ままま ままま ままま まままま まままままままままままままままま	業廃棄物の種類 「収を行った に物の量 「処理により減量した に物の量 しまでに実施した 「薬」 「廃棄物の種類 「処理により減量する	t t	t
①現状 ②計画	産り産りのである。 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「のでは、 「のでは、 、」のでは、 「は、 、」のでは、 、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、。 、」のでは、 、。 、、 、 、 、 、 、 、 、	業廃棄物の種類 「収を行った に物の量 「処理により減量した に物の量 しまでに実施した 「薬」 「廃棄物の種類 「処理により減量する	t 文組) t	t
	産り産りのである。 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「のでは、 「のでは、 、」のでは、 「は、 、」のでは、 、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、。 、」のでは、 、。 、、 、 、 、 、 、 、 、	業廃棄物の種類 「収を行った E物の量 「処理により減量した E物の量 しまでに実施した 廃棄物の種類 「処理収を行う 薬物の量 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する	t 文組) t	t
	産り産りのである。 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「のでは、 「のでは、 、」のでは、 「は、 、」のでは、 、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、。 、」のでは、 、。 、、 、 、 、 、 、 、 、	業廃棄物の種類 「収を行った E物の量 「処理により減量した E物の量 しまでに実施した 廃棄物の種類 「処理収を行う 薬物の量 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する	t 文組) t	t
	産り産りのである。 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「産り産のでは、 「のでは、 「のでは、 、」のでは、 「は、 、」のでは、 、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、」のでは、 、。 、」のでは、 、。 、、 、 、 、 、 、 、 、	業廃棄物の種類 「収を行った E物の量 「処理により減量した E物の量 しまでに実施した 廃棄物の種類 「処理収を行う 薬物の量 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する 「処理により減量する	t 文組) t	t

自身	っ行う産業廃棄物の埋	里立処分又は海洋投入処分	·に関する事項 別 網	低1, 2のとおり
		【前年度 (年度)	実績】	
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取	組)	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取	組)	
<u> </u>		<u> </u>		
 産第 	 の処理の委託	1	別紙 1, 2	のとおり
産業	 	【前年度(年度)	別紙 1, 2 実績】	のとおり
産業	 	1		のとおり
産業	と 検廃棄物の処理の委託 	【前年度(年度)		t
産業		【前年度 (年度) 産業廃棄物の種類	実績】	
産第	と 廃棄物の処理の委託	【前年度 (年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への	実績】 t	t
産第	漢廃棄物の処理の委託	【前年度 (年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への	実績】 t	t
産第		【前年度 (年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への	支續	t t
産第		【前年度 (年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への	t t t t	t t
産第		【前年度 (年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱の収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t t t	t t
産第		【前年度 (年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱の収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t t t	t t
産第		【前年度 (年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱の収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t t t	t t

(第5面)

	(第5頁	宜 <i>)</i>	
	【目標】	別紙1,2	のとおり
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組	组)	
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する こと。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績),建設業の場合における元請完成工事高
 - (前年度実績),医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4年度)実績量 計画:今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

	排出抑制(<u>의 · フキ</u> こ関する事 頁	自ら行う理				理に関する	事項		行う埋立処分等 に関する事項 処理委託に関する事			関する事項	項						
	排上(前年度実	出量 (積値の①)	産業廃 (前年度実	利用を行う 棄物の量 績値の②+ ③))	産業廃	収を行う (東物の量 (積値の(5))	減量する原の	処理により 産業廃棄物 量 (績値の⑦)	来 展来 (前年度実	分を行う産	全処理		優良認定 へ 処理引 (前年度実	の 委託量	処理	業者への 委託量 (積値の①)	0 処理	収業者へ D 委託量 績値の⑬)	外の熱回 者への処	収業者以 収を行う業 理委託量 結値の値)
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	247. 953	235. 555									247. 953	235. 555	174. 679	165. 945						
廃油	2736. 385	2599. 566									2736. 385	2599. 566	674. 073	640. 369						
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	88. 167	83. 759									88. 167	83. 759	21. 17	20. 112						
紙くず																				
木くず	5. 929	5. 633									5. 929	5. 633	3. 47	1. 567						
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	2. 212	2. 101									2. 212	2. 101	0	0. 000						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0. 775	0. 736									0. 775	0. 736	0. 775	0. 736						
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
水銀回収義務付け製品(計測器)	0. 001	0. 001									0. 001	0. 001	0. 001	0. 001						
合計	3081. 422	2927. 3509	0	0	0	0	0	0	0	0	3081. 422	2927. 3509	874. 168	828. 7301	0	0	0	0	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【会社名】

三協化成株式会社 安芸津事業所

1. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

≪事業の規模 他≫

(1)資本金 4億4千万円

(2)従業員数 157名

(3)製造品出荷額等 40億円/年 (令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(4)製造概要、製造等フローシート

①製造概要

三協化成㈱安芸津事業所では、半導体原料、ゴム加硫剤、医薬中間体、樹脂原料、農薬原料等、多種の工業用化学薬品を製造している。

fig. 1 生產量(令和4年度実績)

カテゴリーの種類	生産量(t/年)
半導体原料	約 108
ゴム加硫剤	約 26
医薬中間体	約 104
樹脂原料	約 2303
農薬原料	約 25
その他	約 7

- ②製造フローシート 別紙. 2-①をご参照願います。
- (5)配置図 別紙. 2-②をご参照願います。

(6)事業展望

コア事業に特化し世界から信頼される中堅化学メーカーを目指す。 お客様がご要望(需要)される品質を徹底した精緻生産の中で作り込み、 優位性あるコア事業と誠意あるサービスでお客様の信頼に応えていきます。

(7)連絡先

担 当 者:三協化成株式会社 安芸津事業所 管理部 物流担当

電話番号:0846-45-1160(代)

≪産業廃棄物の一連の処理の工程≫

(1)廃棄物発生フロー図 別紙、2-①をご参照願います。

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

	統括責任者	(所属) 安芸津事業所 (役職・氏名) 取締役 事業所長 丹下 勝紀
	廃棄物担当	廃棄物管理責任者 : 物流担当
I		廃棄物発生管理担当者 : 製造担当
		廃棄物配送管理担当者 : 物流担当
	統括責任者	①廃棄物処理方針の策定
		②廃棄物処理に関する各種事業の決定、承認
	廃棄物管理責任者	①処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
	(物流担当)	②廃棄物管理状況の把握と改善案の検討
		③処理委託契約の締結
役		④監督官庁への各種報告
		⑤マニフェストの交付、管理
		O whended to the state of the s
割	廃棄物発生管理	①廃棄物の発生管理
-	担当者	②廃棄物の製品別管理、原単位評価
	(製造担当)	③廃棄物発生削減の計画と実施
	 廃棄物配送管理	 ①処理業者の配車手配
	用	②処理業者の車両受付
	15 3 4 (物流担当)	②処理業者への引取り立会い
	(40/////1143)	砂定性来有・、√グガ取り立云 (・
ĺ		廃 棄 物 管 理 組 織
		統括責任者(事業所長)
		院
		(NATE ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL AL
	州 河本 七	
	物流担当 	
	22,17,17,12,12,12,12,12	担当者 担当者
[
	事務所	Reference CALAB PTLAB R&DLAB
	学 物別	

(2) 管理体制の強化

①管理体制

事業所内の各部署と協力し、廃棄物処理に対処するため、設計・開発部門にも協力を仰ぎ、廃棄物の 分別化、減少化、再利用が出来ないか、一体となって改善する。

②管理方法

廃棄物管理状況の把握強化と改善案の検討推進を図る。

(3) 教育·研修

- ・廃棄物の処理に関する責任と権限を定め、社内に周知する。
- ・廃棄物の分別、法規制等の手順書を作成し、各部署で教育する。
- ・廃棄物の削減目標を計画し、各部署で教育する。
- ・年間の教育計画を作成し、その中で廃棄物に関する研修等の参加を計画する。

(4)情報公開

廃棄物処理に関して発生、分別等情報開示の依頼があれば、可能な限り情報を公開する。 また、地域における事業所見学、学生の研修受入を積極的に実施し、相互の理解を深める。

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

- 3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - (1) 基本的事項
 - ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を順守するとともに 行政の環境施策に協力する。
 - ②処理業者に委託する場合、収集運搬から処理に至まで確認し、的確に管理する。
 - ③処分量の削減、再利用の拡大について、定期的な見直しを行う。
 - ④廃棄物の処理について次の項目を設計・開発、実施し、必要な指導をする。
 - [発 生 抑 制]・工程内リサイクルの推進
 - ・製造方法の検討
 - [そ の 他]・処理内容の確認と処理業者と適正な委託契約の締結をする。
 - 廃棄物の燃料化の推進
 - ・産業廃棄物の適正処理を確保する。

fig. 2 産業廃棄物の抑制目標に関する事項

廃	棄物の種類	発生量実績 (t /年) 令和4年度	発生量計画 (t/年) 令和5年度	排出抑制量 (t /年)	具体的取り組み
廃	油	2, 736. 385	2, 599. 566	136. 819	溶媒のリサイクル、燃料化
汚	泥	247. 953	235. 555	12. 398	工程改良、混合・固化(原料化)
ア	ルカリ	0.000	0.000	0.000	現状で維持
廃	プラ	88. 167	83. 759	4. 408	仕分けによる低減、燃料化
金	属くず	2. 212	2. 101	0. 111	現状で維持
木	くず	5. 929	5. 633	0. 296	燃料化
廃	ガラス	0. 775	0. 736	0.039	現状で維持
	収義務付け製品 計 測 器)	0.010	0.010	0.001	現状で維持

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

fig. 3 産業廃棄物の種類別発生・処理状況 (令和3年度実績)

_									
		廃油 (t)	汚泥(t)	廃プラ (t)	アルカリ	金属くず (t)	木くず (t)	廃ガラス (t)	水銀回収義務付製品
排出量合計		2, 736. 385	247. 953	88. 167	0.000	2. 212	5. 929	0.775	0.010
	燃料化	153. 970	0.000	17. 420	0.000	0.000	3. 470	0.000	0.000
未 到加田	中間処理方法	焼却	焼却	焼却	中和	焼却	_	破砕	ばい焼
	中間処理	2, 582. 415	247. 953	70. 747	0.000	2. 212	2. 459	0. 775	0. 010
	最終処分量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

fig. 4 産業廃棄物の種類別性状の説明

廃		油	潤滑油、アルコール類の廃溶剤類、シンナー
汚		泥	濃縮処理後の有機物、原液濾過後の無機物等
廃	プ	ラ	ポリエチレンくず、発砲スチロールくず、合成ゴムくず、塩化ビニールくず等
ア	ルカ	IJ	洗浄での廃液
金	属く	ず	廃棄鉄ドラム缶等
木	<	ず	木製パレット等
	ガラ		実験・分析器具、試薬ビン、窓ガラス等
水銀回]収義務付 計 測 器	け製品	温度計、圧力計測機器

- 5. 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。
- 6. 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
 - ・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。
- 7. 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
 - ・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。

別紙2 (廃棄物処理法一産業廃棄物処理計画書)

8. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1)産業廃棄物処理の現状

製品の需要の変化と高品質化に対応するため、当事業所から発生する産業廃棄物の予測はつきにくいが、生産数量に比例する傾向にある。

令和3年度の産業廃棄物の量は昨年度と比べ増加した。

今年度の当事業所の稼働率は約87%であった。

生産品目により使用する原料も異なり、その種類は多様にあるため、廃棄物の量は 使用する原料に大きく影響を受ける。

その中で、生産計画から予測される産業廃棄物発生量の確度を上げることで、廃油は、 燃料化する業者へ引き取ってもらう計画を増やすなどして、焼却処分を減少させる様に 努めている。

令和4年度、当事業所から委託される産業廃棄物の処理方法の内訳は、

焼却処分 約2,736 t / 年、破砕処分 約0.78t / 年、ばい焼処分 0.01t / 年であった。 そのうち燃料化する廃油 約153.9 t / 年、

固形燃料化される廃プラ 約17.4 t/年、木くず 約3.47 t/年であった。

fig. 5 産業廃棄物処理の内訳(令和4年度実績)

再生利用量	中間処理量	最終処分量		
174.86 t /年	2736.4 t /年	0 t/年		

(2) 目標の設定

- ①焼却処分だけでなく、廃油の燃料化による処分(残渣はセメント原料)、廃プラの 分別による燃料化を継続する。
- ②今年度の工場の稼働は、前年度、同等と想定される。しかし、生産品目によって、廃棄物の種類、量は変化することが予測される。その中で減少化に努めなければならない。
- ③その他の取り組み
 - ・廃棄物の性状把握と処理状況の記録
 - ・処理業者への定期的な視察による確認
 - ・マニフェスト票の管理徹底

fig. 6 産業廃棄物処理の課題

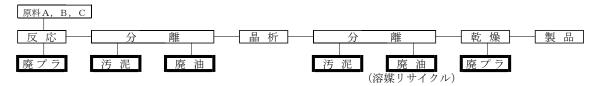
発生抑制	含水率の低下、溶媒リサイクル、工程改良
再生利用	廃プラの分別の徹底で固形燃料化を増化させ、焼却、埋立を減らす
中間処理(委託)	廃油の燃料化による処理、廃プラの固形燃料化による処理

(3) 中長期的課題

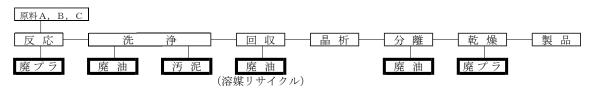
- ①環境関連の法令及び社会が定める指定等を順守し、環境改善に努める。
- ②環境汚染防止と資源の有効活用を目指し、廃棄物の削減と再生利用の推進を図る。
- ③製品の生産・販売にあたり、輸送上の安全と廃棄物になった場合の環境への影響に 配慮する。

【製造フローシート】

- 主な発生工程例
- ・半導体原料① 製造フローシート



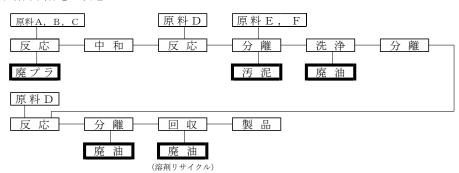
・半導体原料② 製造フローシート



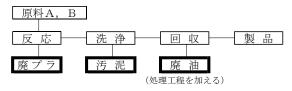
・ゴム加硫剤



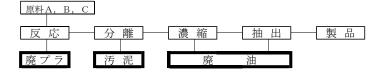
・医薬中間体① 製造フローシート



・医薬中間体② 製造フローシート



・その他(有機金属化合物) 製造フローシート



・パイロットプラント、ラボ、その他フローシート



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月30日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県東広島市安芸津町三津4234

氏名 三協化成株式会社安芸津事業所

取締役 事業所長 丹下 勝紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0846-45-1160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき,令和3年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三協化成株式会社 安芸津事業所					
事業場の所在地	東広島市安芸津町三津4234番地					
事業の種類	化学工業					
特別管理産業廃棄物処理計画 における計画期間	令和4年4月1日~令和5年3月31日					

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

別紙8のとおり

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

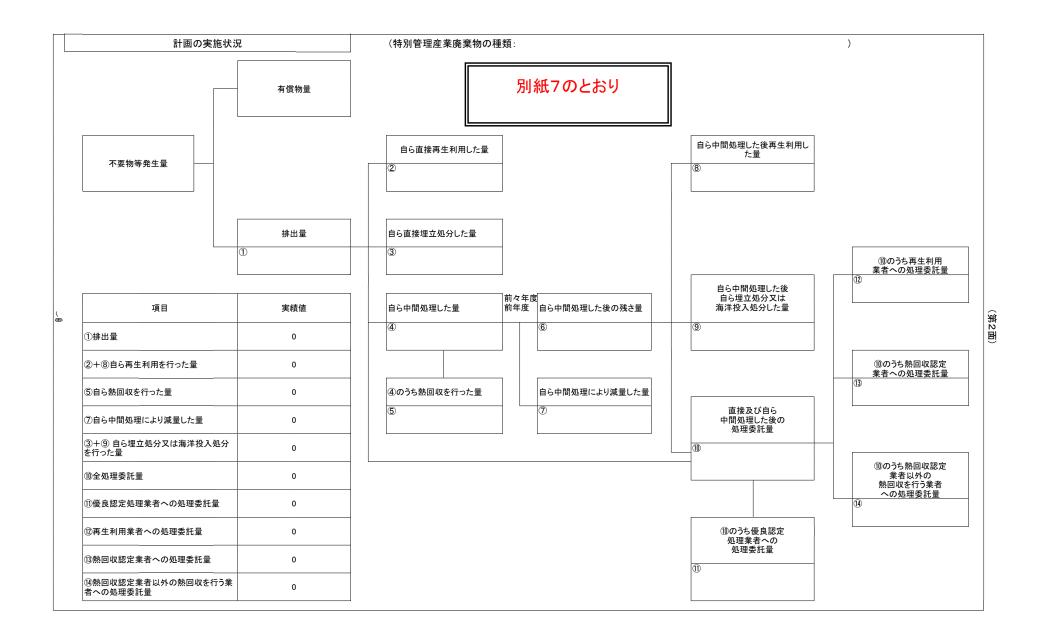
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量前々年度184.819 t(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)前年度149.298 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

平成19年10月01日より電子情報処理組織を利用した登録、マニフェストの交付を実施している。

※事務処理欄



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には,項目ごとに,特別管理産業廃 棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1) から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち, 熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ③欄 (10)の量のうち,認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち,認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には,項目ごとに,特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの 実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2 面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書) (令和4年度実績)

	<u>(令和4年)</u>	<u> </u>				g							単位:トン/年	Ē
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	(12)	(13)	14)
	排出量	自ら直接再 生利用した 量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処 理した量	④のうち熱 回収を行っ た量	自ら中間処 理した後の 残さ量	自ら中間処 理により減量 した量	自ら中間処 理した後, 再 生利用した 量	理した後,自 ら埋立処分 又は海洋投 入処分した	直接及び自 ら中間処理 した後の処 理委託量	⑩のうち優良認定処理 業者への処 理委託量	⑩のうち再 生利用業者 への処理委 託量	⑩のうち熱 回収認定業 者への処理 委託量	者以外の熱 回収を行う 業者への処
特別管理産業廃棄物の種類									量					理委託量
廃油	59. 919									59. 919	59. 838			
廃酸	24. 258									24. 258	24. 258			
廃アルカリ	65. 121									65. 121	35. 601			
感染性産業廃棄物														
ばいじん														
燃え殻														
汚泥														
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)														
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)														
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)														
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)														
鉱さい(特定有害産業廃棄物)														
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)														
燃え殻(特定有害産業廃棄物)														
ばいじん(特定有害産業廃棄物)														
廃油(特定有害産業廃棄物)														
汚泥(特定有害産業廃棄物)														
廃酸(特定有害産業廃棄物)														
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)														
廃水銀(特定有害産業廃棄物)														
合計	149. 298	0	0	0	0	0	0	0	0	149. 298	119. 697	0	0	0

別紙7-その2

	別紙 / 一をの2									
	実 績 値(単位:トン/年)									
	排出量	②+8 自ら再生利 用を行った 量	⑤ 自ら熱回収 を行った量	⑦ 自ら中間処 理により減量 した量	③+9 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	① 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量		③ 熱回収認定 業者への処 理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類 廃油	59. 919	0	0	0	0	59. 919	59. 838	0	0	0
<u> </u>	24. 258	0	0	_	0	24. 258	24. 258	0	0	
廃アルカリ	65. 121	0	0		0	65. 121	35. 601	0	0	
感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物) 	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃水銀(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0		0	0		0	0	
	0	0	0	-	0	0		0	0	
∆ =1	140, 200	0	0	0	0	140, 200	110 607	0	0	0
合計	149. 298	0	0	0	0	149. 298	119. 697	0	0	0

(令和4年度実績)

単位:トン/年

			_単位:トン/ 年
目標値(前年度に 特別管理産業廃棄物処理		実績値	
排出量		①排出量	
	175. 571		149. 298
自ら再生利用を行う特別管理産 業廃棄物の量 		②+⑧自ら直接再生利用を 行った量	
自ら熱回収を行う産特別管理業 廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した 量	
自ら埋立処分を行う特別管理産 業廃棄物の量		③+9自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量	
全処理委託量	175. 571	⑪全処理委託量	149. 298
優良認定処理業者への処理委 託量	129. 974	①優良認定処理業者への処理 委託量	119. 697
再生利用業者への処理委託量	123.374	①再生利用業者への処理委託 量	113.037
熱回収認定業者への処理委託 量		⑬熱回収認定業者への処理委 託量	
熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

広島県知事 殿

提出者 広島県東広島市安芸津町三津4234

住所 三協化成株式会社安芸津事業所

氏名 取締役 事業所長 丹下 勝紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0846-45-1160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき,特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので,提出します。

事	業	場	の	名	称	三協化成株式会社 安芸津事業所
事	業場	景の	所	在均	也	東広島市安芸津町三津4234番地
計	直	ij	期	Ī	튁	令和5年4月1日~令和6年3月31日
当該	亥事業	場に	おい	て現	に行っ	・ っている事業に関する事項 別紙5,6のとおり
	①事	業	の	種	類	
	②事	業	の	規	模	
	3従	業		員	数	
	④特; の-				棄物工程	

特別	川管理産業廃棄物の処	L理に係る管理体制	訓に関する	事項 別紙 5 ,	6のとおり	
	(管理体制図)					
特別	川管理産業廃棄物の排	‡出の抑制に関する	5事項	別紙5,	6のとおり	
		【前年度(年度)第			
		特別管理産業廃棄物	の種類			
		排出出	量	t		t
	①現状	(これまでに実施	した取組)		•	
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物	の種類			
		排出出	量	1	t	t
	②計画	(今後実施するう	予定の取組)			
ilde D				Dilet e		
符万 	川管理産業廃棄物の分 「	ı	フルナロリをケナ 田:		6のとおり	フェルロ)
		(分別してい。	る特別管理	産業廃棄物の種類	及び分別に関す,	も取組)
	①現状					
		(今後分別する予	定の特別管	理産業廃棄物の種	類及び分別に関	する取組)
	②計画					

(第3面)

自ら行う特別	管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	別紙5, 6のとおり	
	【前年度 (年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)	,	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別	 管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	 別紙5, 6のとおり	
	【前年度(年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)	•	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
المالة	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		

自己	っ行う特別管理産業層	廃棄物の埋立処分に関する事項	別紙5, 6のとおり	
		【前年度(年度)実績	1	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取組)		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取組)		
性品		 		
141 ル	「目上生来飛来物ッ/^ 「	【前年度(年度)実績		
			1 カルルCO, CODC 85 9	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
	①現状 	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
1				

(第5面)

			5面)	
		【目標】	別紙5,6	のとおり
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	②計画	(今後実施する予定の耳	文組)	
		【前年度(F度)実績 別紙 5	. 6のとおり
		特別管理産業廃棄物 (ポリ塩化ビフェニル廃棄	物排出量物を除く。)	t
	子情報処理組織の	(今後実施する予定の耳	文組等)	
1	使用に関する事項			
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する こと。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績),建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績),医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応 じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に 関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法

施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。

- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

律

現状:前年度(令和4年度)実績量計画:今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

	排出抑制に	に関する事		和3年度。 第生利用に る事項		行う中間処	理に関する	事項	に関す	型立処分等 る事項				,	処理委託に	関する事項	[単位:トン			電子情報処理組織 の使用に関する事 項
	排出(前年度実		自ら再生和特別管理物の (前年度実	産業廃棄	特別管理 物0	産業廃棄 D量	減量する特 業廃棄	^{持別管理産} 物の量	(前年度実	分を行う特 業廃棄物 量	全処理	委託量 績値の⑩)	処理	の	如理	業者への 委託量 績値の⑫)		収業者へ の 委託量 :績値の⑬)	外の熱回	収業者以収を行う業 ・理委託量 ・積値の値)	物排出量
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状
廃油	59. 919	56. 923									59. 919	56. 923	59. 838	56. 846							1
廃酸	24. 258	23. 045									24. 258	23. 045	24. 258	23. 045]\
廃アルカリ	65. 121	61. 865									65. 121	61.865	35. 601	33. 821] \
感染性産業廃棄物] \
ばいじん																					
燃え殻																					\
汚泥] \
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)] \
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)] \
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																					1 \
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)] \
鉱さい(特定有害産業廃棄物)] \
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)] \
燃え殻(特定有害産業廃棄物)] \
ばいじん(特定有害産業廃棄物)] \
廃油(特定有害産業廃棄物)																					1 \
汚泥(特定有害産業廃棄物)] \
廃酸 (特定有害産業廃棄物)																					1 \
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)																					1
廃水銀																					1 \
																					1 \
																					1 \
																					j \
合計	149. 298	141. 8331	0	0	0	0	0	0	0	0	149. 298	141. 8331	119. 697	113. 71215	0	0	0	0	0	O	· ·

【会社名】

三協化成株式会社 安芸津事業所

1. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

≪事業の規模 他≫

(1)資本金 4億4千万円

(2)従業員数 157名

(3) 製造品出荷額等 40億円/年(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(4) 製造概要、製造等フローシート

①製造概要

三協化成㈱安芸津事業所では、半導体原料、ゴム加硫剤、医薬中間体、樹脂原料、農薬原料等、多種の工業用化学薬品を製造している。

fig. 1 生產量(令和4年度実績)

カテゴリーの種類	生産量(t/年)
半導体原料	約 108
ゴム加硫剤	約 26
医薬中間体	約 104
樹脂原料	約 2303
農薬原料	約 25
その他	約 7

②製造フローシート 別紙. 6-①をご参照願います。

(5)配置図

別紙.6-②をご参照願います。

(6)事業展望

コア事業に特化し世界から信頼される中堅化学メーカーを目指す。 お客様がご要望(需要)される品質を徹底した精緻生産の中で作り込み、 優位性あるコア事業と誠意あるサービスでお客様の信頼に応えていきます。

(7)連絡先

担 当 者:三協化成株式会社 安芸津事業所 管理部 物流担当

電話番号:0846-45-1160(代)

≪産業廃棄物の一連の処理の工程≫

(1)廃棄物発生フロー図 別紙.6-①をご参照願います。

2. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

	統括責任者	(所属) 安芸津事業所 (役職・氏名) 取締役 事業所長 丹下 勝紀							
	廃棄物担当	廃棄物管理責任者 : 物流担当							
Ī		廃棄物発生管理担当者 : 製造担当							
i		廃棄物配送管理担当者 : 物流担当							
	統括責任者	①廃棄物処理方針の策定							
		②廃棄物処理に関する各種事業の決定、承認							
	廃棄物管理責任者	①処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理							
	(物流担当)	②廃棄物管理状況の把握と改善案の検討							
		③処理委託契約の締結							
役		④監督官庁への各種報告							
1又		⑤マニフェストの交付、管理							
割	廃棄物発生管理	①廃棄物の発生管理							
Δ,	担当者	②廃棄物の製品別管理、原単位評価							
	(製造担当)	③廃棄物発生削減の計画と実施							
	廃棄物配送管理	①処理業者の配車手配							
	担当者	②処理業者の車両受付							
ŀ	(物流担当)	③処理業者への引取り立会い							
H									
		廃棄物管理組織							
		統括責任者(事業所長)							
ł		廃棄物管理責任者							
ł		(特別管理産業廃棄物責任者)							
į	(四州日本庄本历术的身体日)								
l i									
i i	「								
	担当者								
	事務所	廃棄物置場生産ラインCA LABPT LABR&D LAB							

(2) 管理体制の強化

①管理体制

事業所内の各部署と協力し、廃棄物処理に対処するため、設計・開発部門にも協力を仰ぎ、廃棄物の分別化、減少化、 再利用が出来ないか、一体となって改善する。

②管理方法

廃棄物管理状況の把握強化と改善案の検討推進を図る。

(3) 教育·研修

- ・廃棄物の処理に関する責任と権限を定め、社内に周知する。
- ・廃棄物の分別、法規制等の手順書を作成し、各部署で教育する。
- ・廃棄物の削減目標を計画し、各部署で教育する。
- ・年間の教育計画を作成し、その中で廃棄物に関する研修等の参加を計画する。

(4)情報公開

廃棄物処理に関して発生、分別等情報開示の依頼があれば、可能な限り情報を公開する。 また、地域における事業所見学、学生の研修受入を積極的に実施し、相互の理解を深める。

3. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 基本的事項

- ①特別管理産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を順守する とともに行政の環境施策に協力する。
- ②処理業者に委託する場合、収集運搬から処理に至まで確認し、的確に管理する。
- ③処分量の削減、再利用の拡大について、定期的な見直しを行う。

[発 生 抑 制] ・工程内リサイクルの推進

・製造方法の検討

[そ の 他]・処理内容の確認及び処理業者と適正な委託契約の締結をする。

・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

fig. 2 特別管理産業廃棄物の抑制目標

廃棄物の種類	発生量実績 (t /年) 令和4年度	発生量計画 (t/年) 令和5年度	排出抑制量 (t /年)	具体的取り組み
引火性廃油	59. 919	56. 923	2. 996	工程改良
強アルカリ	65. 121	61. 865	3. 256	現状で維持
強酸	24. 258	23. 045	1. 213	現状で維持
廃 水 銀	0.000	0.000	0.000	現状で維持

4. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

fig. 3 特別管理産業廃棄物の種類別発生・処理状況(令和4年度実績)

		引火性廃油	強アルカリ	強酸	廃水銀
排出量台	計	59. 919	145. 694	24. 258	0.000
	中間処理方 法 減量比	焼却 1/1000	焼却 1/1000	焼却 1/1000	ばい焼 1/1000
委託処理	中間処理	59. 919	145. 694	24. 258	0
	最終処分量	0 t	0 t	0 t	0 t

fig. 4 特別管理産業廃棄物の種類別性状の説明

引火性廃油	有機合成の溶媒等
強アルカリ	有機反応物抽出・洗浄での廃液
強酸	有機合成原料
汚泥 (有害)	製品、原料の分析用試薬
廃酸 (有害)	製品、原料の分析用試薬
廃水銀	計測器を処分するために処理したもの

- 5. 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。
- 6. 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。
- 7. 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
 - ・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。

8. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1)特別管理産業廃棄物処理の現状

製品の需要の変化と高品質化に対応するため、当事業所から発生する特別管理産業廃棄物 の予測はつきにくく、また、新規製品の品目変動の影響を受けやすい。

そのため、令和4年度の当事業所から、委託される特別管理産業廃棄物の処理委託量は、 計画176 t / 年に対し、実績は149 t / 年であり、昨年度より減少した。

弊社の期初が10月であり、来期の計画が分かっていない為、予想が難しく、生産品目により排出量にばらつきがあるが令和4年度は今年度と同等であると見込まれる。

fig. 5 特別管理産業廃棄物処理の内訳(令和4年度実績)

再生利用量	中間処理量	最終処分量	
0 t/年	149.298t/年	0 t/年	

(2) 目標の設定

- ①他原料への切り替えにより、特別管理産業廃棄物の発生抑制を図るとともに再生利用 の可能性を模索し、減少化を図る。
- ②その他の取り組み
 - ・特別管理産業廃棄物の性状把握と処理状況の記録
 - ・特別管理産業廃棄物処理業者への定期的な視察による確認
 - ・マニフェスト票の管理徹底

fig. 6 特別管理産業廃棄物処理の課題

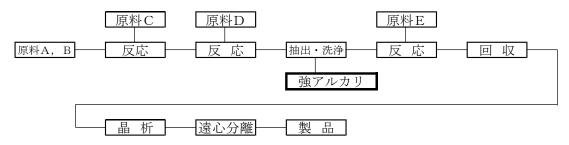
発	生	抑	制	原料の切り替え、減少化
再	生	利	用	再生利用の可能性を探る
中間	処 理	(委	託)	許可業者による処理状況の把握

(3) 中長期的課題

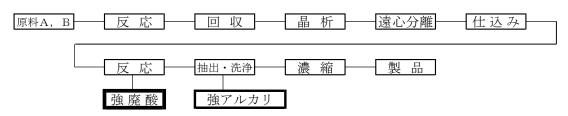
- ①環境関連の法令及び社会が定める指定等を順守し、環境改善に努める。
- ②環境汚染防止と資源の有効活用を目指し、特別管理産業廃棄物の削減と再生利用の 推進を図る。
- ③製品の生産・販売にあたり、輸送上の安全と廃棄物になった場合の環境への影響に 配慮する。

【製造フローシート】

・製品A 製造フローシート



・製品B 製造フローシート



・パイロットプラント、ラボフローシート

